

**東京大学 (地震) 総合研究棟施設整備事業
消費税の取扱いその他に関する入札説明書等の訂正表**

平成15年6月20日

入札説明書

頁	条項	訂正前	訂正後
15	22 (1) 1)	なお、各年度の支払い金額は定額を想定しているので、初年度の第1回目の支払いについては2回分に相当する金額をまとめて支払う。	なお、各年度の施設整備費相当と施設整備費相当に対する消費税等の合計支払い金額は均等とするので、初年度の第1回目の支払いについては2回分に相当する金額をまとめて支払う。

入札金額の算出方法及びサービス購入費の支払い方法等

頁	条項	訂正前	訂正後
2	2 (1) 1)	施設整備費相当は、施設建設に必要な一切の費用からなる施設費相当と施設費相当を大学が割賦で支払うことによって必要な割賦金利からなるものとする。施設整備費相当は、年度単位で完全に平準化され、初回を除く毎支払時、同額が支払われるものとする。なお、初回については、他回の支払い金額の2回分を支払う。割賦金利の算定にあたっては、元利均等支払を前提とする支払金利によって算出し、支払金利は基準金利と入札参加者の提案による利回り格差（スプレッド）の合計とする。	施設整備費相当は、施設建設に必要な一切の費用からなる施設費相当と施設費相当を大学が割賦で支払うことによって必要な割賦金利からなるものとする。割賦金利の算定にあたっては、元利均等支払を前提とする支払金利によって算出し、支払金利は基準金利と入札参加者の提案による利回り格差（スプレッド）の合計とする。
3	2 (1) 1) ア	施設整備費相当の支払方法 大学は2 (1) で算出された施設整備費相当について、維持管理開始後から事業期間終了までの間に、平成18年4月を第1回とし平成30年4月を最終回とする、年2回、全25回に分けて支払うものとする。なお、初回を除く各回の支払額は均等とし、初回は以降の支払い金額の2回分（1年分）を支払う。	施設整備費相当および施設費相当に対する消費税等の支払方法 大学は2 (1) で算出された施設整備費相当、および施設費相当の100分の5に相当する金額（消費税等相当額）の総額について、維持管理開始後から事業期間終了までの間に、平成18年4月を第1回とし平成30年4月を最終回とする、年2回、全25回に分けて支払うものとする。なお、初回を除く各回の支払額は均等とし、初回は以降の支払い金額の2回分（1年分）を支払う。
3	2 (1) 1) イ	維持管理費相当の支払方法 大学は、選定事業者の維持管理業務の実施状況を定期的にモニタリングし、要求要件が満たされていることを確認した上で、2 (1) で算出された維持管理費相当について、維持管理開始後から事業期間終了までの間に、年2回、全25回に分けて支払うものとする。初回は、施設の引渡し日から当該年度末までの維持管理費相当を年度末に支払う。なお、各回の支払額は、維持管理費相当の総額を均等に月割した金額に各回の支払い対象期間の月数を乗じて算出する。	維持管理費相当および維持管理費相当に対する消費税等の支払方法 大学は、選定事業者の維持管理業務の実施状況を定期的にモニタリングし、要求要件が満たされていることを確認した上で、2 (1) で算出された維持管理費相当、および維持管理費相当の100分の5に相当する金額（消費税等相当額）の総額について、維持管理開始後から事業期間終了までの間に、年2回、全25回に分けて支払うものとする。初回は、施設の引渡し日から当該年度末までの維持管理費相当を平成18年4月年度末に支払う。なお、各回の支払額は、維持管理費相当および維持管理費相当に係る消費税等の総額の各回の支払額は原則として均等とする。ただし、2)イの規定に従い維持管理費相当の減額措置が取られた場合には、維持管理費相当に係る消費税等相当額から、維持管理費相当の減額措置の100分の5に相当する金額を減額する。
3	2 (1) 2) ウ	—	この項を全て削除
4	2 (1) 2) イ	大学は毎月の減額ポイントを6ヶ月間合計し、当該6ヶ月終了後15日以内に減額ポイントに基づく維持管理費相当のサービス購入費の減額率及び減額後のサービス購入費の支払額を通知する。なお、減額ポイントが合計される6か月と減額対象となる維持管理費相当のサービス購入費の関係は以下の通り。	大学は毎月の減額ポイントを6ヶ月間合計し、当該6ヶ月終了後15日以内に減額ポイントに基づく維持管理費相当のサービス購入費の減額率及び減額後のサービス購入費の支払額を通知する。当該6ヶ月間に合計された減額ポイントは、当該期間のモニタリングにのみ用いるものとし、当該期間の減額措置の有無に関わらず、次の期に持ち越して減額ポイントの積算を行わないものとする。なお、減額ポイントが合計される6か月と減額対象となる維持管理費相当のサービス購入費の関係は以下次表の通り。
4	2(2)2) サービス購入費の 構成イメージ図 表タイトル	サービス購入費の構成イメージ図	サービス購入費及びサービス購入費に係る消費税構成イメージ図

**東京大学 (地震) 総合研究棟施設整備事業
消費税の取扱いその他に関する入札説明書等の訂正表**

平成15年6月20日

頁	条項	訂正前	訂正後
4	2(2)2) サービス購入費の 構成イメージ図	維持管理費相当 (定額) 施設整備費相当 (定額)	維持管理費相当＋維持管理費相当に係る消費税等＝ (定額) 施設整備費相当＋施設費相当に係る消費税等＝ (定額)
5	サービス購入費 の改定方法 (3)2) イ	① 支払額が改定されていない場合の改定 支払額が過去に改定されていない場合、第2回 (平成 18年10月) 以降の支払額に関しては、事業契約締結 日の属する月の指標と、(略) …	① 支払額が過去に改定されていない場合の改定 支払額が過去に改定されていない場合、第2回 (平成 18年10月) 以降の支払額に関しては、事業契約締結 日の属する月の指標と、(略) …

様式集

頁	条項	訂正前	訂正後
68	様式56-2	—	別紙1と差し替え
75 ～ 77	「資金調達計 画等に係る提 案書」の作成 にあたっての 注意事項	—	別紙2と差し替え

事業契約書 (案)

頁	条項	訂正前	訂正後
13	第31条1項	—	この項を全て削除
47	別紙11, 3 (4)	減額ポイントの支払額への反映 モニタリングが終了し、減額ポイントがある場合には、 事業者が減額ポイントを通知する。サービス購入費の 支払いに際しては、6か月分の減額ポイントの合計を 計算し、下表にしたがって維持管理業務にかかる対 象業務の維持管理費相当の減額割合を定め、減額 の必要がある場合には、当月の支払額を事業者に通 知する。(減額ポイントは対象業務ごとに計算し、減額 も対象業務ごとに行う。)	減額ポイントの支払額への反映 モニタリングが終了し、減額ポイントがある場合には、 事業者が減額ポイントを通知する。サービス購入費の 支払いに際しては、6か月分の減額ポイントの合計を 計算し、下表にしたがって維持管理業務にかかる対 象業務の維持管理費相当の減額割合を定め、減額 の必要がある場合には、当月の支払額を事業者に通 知する。(減額ポイントは対象業務ごとに計算し、減額 も対象業務ごとに行う。) なお、当該6ヶ月間に合計さ れた減額ポイントは、当該期間のモニタリングにのみ 用いるものとし、当該期間の減額措置の有無に関わ らず、次の期に持ち越して減額ポイントの積算を行わ ないものとする。
48	別紙11 <モニタリング及 びサービス購入費 の減額の流れ>	—	別紙3と差し替え
49	別紙12, 1 (1)	施設整備費相当 大学が維持管理期間中に支払う施設整備費相当は、 入札参加者が提案する東京大学 (地震) 総合研究棟 の施設費相当を元本とし、入札参加者が提案する割 賦金利及び期間12年の元利均等返済方式によって 算出される事業年度ごとの元金償還額並びに金利 (以下、「割賦金利」という。) の合計額とする。	施設整備費相当 大学が維持管理期間中に支払う施設整備費相当の 総額は、入札参加者が提案する東京大学 (地震) 総 合研究棟の施設費相当を元本とし、入札参加者が提 案する割賦金利及び期間1213年の元利均等返済方 式によって算出される事業年度ごとの元金償還額並 びに金利 (以下、「割賦金利」という。) の合計額とす る。
50	2(①) 注1	毎回の合計①と②の合計額は、初回を除き均等とな る。	①と②の合計額は、初回を除き均等とする。
52	別紙13 維持管理費相当 の支払額の改定 について (第47条関係)	1) 支払額が改定されていない場合の改定 支払額が過去に改定されていない場合、第2回 (平成 18年10月) 以降の支払額に関しては、事業契約締 結日の属する月の指標 (略) …	1) 支払額が過去に改定されていない場合の改定 支払額が過去に改定されていない場合、第2回 (平成 18年10月) 以降の支払額に関しては、事業契約締 結日の属する月の指標 (略) …

<様式 5 6 - 2 >

登録受付番号 ()

長期事業収支計画表 (その 2)										
資金収支計算書										(千円)
項 目	年 度	H15	H16	H17	H18	H19	～	H29	H30	合計
資金調達										
出資金										
借入金										
税引後当期利益										
割賦売掛金取り崩し										
減価償却費										
その他										
資金需要										
投資										
本事業に係る投資										
税引後当期損失										
借入金返済										
配当金										
その他										
資金過不足										
期末累積資金残高										
借入金残高										
期首残高										
借入額										
金融機関 A										
返済額										
金融機関 A										
期末残高										
D S C R										
L L C R										
資本の部										
資本の部計										
資本金										
法定準備金										
剰余金										
消費税										
消費税納付・還付額計										
課税売上										
課税仕入										
仮受消費税										
仮払消費税										
納付消費税										
還付消費税										
消費税納付後の資金過不足										
消費税納付後の期末資金累積資金残高										
大学の支出額										
大学の支出額計		—	—	—						
大学の支払う対価		—	—	—						A
施設整備費相当		—	—	—						B
施設費相当		—	—	—						D
割賦金利		—	—	—						E
維持管理費相当										C
消費税		—	—	—						
施設費相当に対する消費税等		—	—	—						
維持管理費相当に対する消費税等		—	—	—						

- ◆ 1 A 3 版 1 枚で作成し、A 4 版に折り込んでください。
 2 本様式の作成にあたっては、後段の「作成にあたっての注意事項」にしたがってください。

「資金調達計画等に係る提案書」の作成にあたっての注意事項

＜様式 5 5＞ 資金調達計画等

(事業費の調達)

- 1 出資者および資金調達先（金融機関等）ごとの内訳がわかるように記入し、現在検討している資金調達先（金融機関等（社債においては受託会社等を含む））の名称、社債内容等を記入してください。
- 2 金融機関等の名称は、同意書または関心表明書等を提出した者を必ず含み、これ以外の金融機関等の名称については、提案書の提出時点で決定または想定しているものについて可能な限り記入してください。

(外部借入等)

- 3 金融機関等が同一であっても、借入条件が異なる場合には区分して記入してください。備考欄には、担保設定に関する条件や調達した資金の用途などを記入してください。
- 4 資金調達先の金融機関等から同意書または関心表明書等を取得している場合、その写しを＜様式 6 2＞に添付してください。

＜様式 5 6 - 1 ～ 2＞ 長期事業収支計画表（その 1）（その 2）

(共通事項)

- 1 特記が無い限り単位は、千円としてください。
- 2 各年度は 4 月から翌 3 月までとし、消費税及び物価変動を考慮しない金額を記入してください。
- 3 本様式は、Microsoft Excel を使用して作成し、その情報が保存されている 3.5 インチフロッピーディスクまたは CD-R を提出してください。

(損益計算書)

- 4 「売上」の各項目の単位は、円としてください。
- 5 「売上」の各項目である「営業収入」「大学から支払われる対価」「施設整備費相当」「維持管理費相当」の支払いは、平成 18 年度～平成 29 年度の支払いは 4 月（平成 17 年度～平成 28 年度の各年度の下半期分）と 10 月（平成 18 年度～平成 29 年度の各年度の上半期分）の各 2 回、平成 30 年度の支払いは 4 月（平成 29 年度の下半期分）の 1 回となります。「施設整備費相当」と「施設費相当に係る消費税等」について、各回ごとの合計支払い金額は、完全に平準化して同額としてください。（ただし、初回については、他回の 2 倍とします。）また、「維持管理費相当」に係る支払い金額については、平成 18 年度の 4 月の支払い（平成 17 年度の下半期分）が、維持管理期間の月数に対応した金額となります。（※予算ベースや対象年度ではなく、支払い実施年度月次での記入としていますので注意してください。）

(大学の支出額)

- 6 「大学の支出額」の各項目の単位は、円としてください。
- 7 「大学の支出額」の各項目のうち「大学の支出額計」「大学の支払う対価」「施設整備費相当」「施設整備費相当」「消費税」「施設費相当に対する消費税等」「維持管理費相当に対する消費税等」の支払いは、平成 18 年度～平成 29 年度の支払いは 4 月（平成 17 年度～平成 28 年度の各年度の下半期分）と 10 月（平成 18 年度～平成 29 年度の各年度の上半期分）の各 2 回、平成 30 年度の支払いは 4 月（平成 29 年度の下半期分）の 1 回となります。各回ごとの「施設整備費相当」と「施設費相当に対する消費税等」の合計支払い金額については、完全に平準化して同額としてください。（ただし、初

回については、他回の2倍とします。)なお、「施設整備費相当」「施設費相当」「割賦金利」「消費税」「施設費相当に対する消費税等」「維持管理費相当に対する消費税等」の項目は、関連法規に従い、SPCの会計処理等の実態に沿った金額を記載してください。また、「維持管理費相当」に係る支払い金額については、平成18年度の4月の支払い(平成17年度の下半期分)が、維持管理期間の月数に対応した金額となります。

(※予算ベースや対象年度ではなく、支払い実施年度月次での記入としていますので注意してください。)

8 「消費税」「施設費相当に対する消費税等」「維持管理費相当に対する消費税等」の算出に使用する消費税率は5%としてください。

9 「大学の支出額」の各項目のうち「※」印のついている項目は、大学が算出して記入します。

<様式57> 入札金額内訳書(施設整備費相当の内訳書)

- 1 各項目の単位は、円としてください。
- 2 消費税及び物価変動を考慮しない金額を記入してください。
- 3 大学への所有権移転に伴う費用のうち、不動産取得税については非課税扱いとしてください。ただし、入札参加者は、必要に応じて都税事務所又は総務省自治税務局都道府県税課に問い合わせてください。
- 4 また、登録免許税も非課税としてください。

<様式58> 入札金額内訳書(施設整備費相当のうち建設工事費の内訳書)

- 1 各項目の単位は、円としてください。
- 2 消費税及び物価変動を考慮しない金額を記入してください。

<様式59> 入札金額内訳書(維持管理費相当の内訳書)

- 1 各項目の単位は、円としてください。
- 2 消費税及び物価変動を考慮しない金額を記入してください。

<様式60> 入札金額内訳書(維持管理費相当の年度計画の内訳書)

- 1 各項目の単位は、円としてください。
- 2 各年度は4月から翌3月までとし、消費税及び物価変動を考慮しない金額を記入してください。
- 3 本様式は、Microsoft Excel を使用して作成し、その情報が保存されている3.5インチフロッピーディスクも提出してください。
- 4 「入札金額内訳書(維持管理費相当の年度計画の内訳書)」の各項目のうち「総合計」の各回ごとの支払い金額は、月割りで完全に平準化してください。平成18年度～平成29年度の支払いは4月(平成17年度～平成28年度の各年度の下半期分)と10月(平成18年度～平成29年度の各年度の上半期分)の各2回、平成30年度の支払いは4月(平成29年度の下半期分)の1回となりますので注意してください。また、平成18年度の4月の支払い(平成17年度の下半期分)は、維持管理期間の月数に対応した金額となります。

(※予算ベースや対象年度ではなく、支払い実施年度月次での記入としていますので注意してください。)

<様式 6 1> 資金調達スキーム (枠組)

- 1 特にありません。

<様式 6 2> 同意書または関心表明書

- 1 特にありません。

<様式 5 5> ~ <様式 6 1>

- 1 入札書の「入札金額」と「A」の値は、一致させてください。
- 2 各様式中の「A」「B」「C」「D」「E」「F」の値は、「A」「B」「C」「D」「E」「F」それぞれ同士で一致させてください。
- 3 施設費相当を大学が割賦で支払うのに必要な割賦金利は、午前 10 時現在の東京スワップレファレンスレート (T S R) として、Telerate17143 ページに掲載されている 6 ヶ月 L I B O R ベース 10 年もの (円 / 円) 金利スワップレートとします。なお、提案書類の提出時に使用する基準金利の基準日は、平成 15 年 6 月 26 日としてください。(なお、金利の固定は、落札者決定の日をもって行うものとします。)

<モニタリング及びサービス購入費の減額の流れ>

